

（J A L企業年金基金のホームページより）
2012/02/24 本日の報道で、「AIJ 投資顧問」が、企業年金から運用受託していた約 2,000 億円の大半が失われていることが明らかになった。」とありますが、当基金から同社への投資はありませんので、ご安心ください。

○朝日新聞 3月4日

厚生年金基金—「代行割れ」放置するな

A I J 投資顧問による年金消失事件は、日本の企業年金が抱える弱点を浮き彫りにした。

上乗せ部分	基金に払う 保険料は
厚生年金の 代行部分	
厚生年金	国に払う 保険料は
基礎年金	

中小の同業者などが集まって設立した「総合型」の厚生年金基金の存在だ。昨春時点でA I Jに資金運用を委託していた84の企業年金のうち73を占める。

厚生年金基金は、国が運営する厚生年金本体の一部も、代行して支給している。基金の加入者は、本来なら国に払う保険料の一部を基金に納めている。

景気がいい時代、基金はこの保険料分も含めた資金の運用で収益を上げ、厚生年金と独自の上乗せ部分の年金を払えた。

ところが、株価の低迷などで運用が難しくなり、年金を支給するための積立金が足りなくなる基金が出てきている。

最も深刻なのは、代行している厚生年金の一部を支給する資金さえ足りなくなった基金だ。「代行割れ」という。

昨春時点で、595の厚生年金基金のうち213基金がこの状態に陥った。不足額は計6300億円近くになる。

この不足分を、各基金と母体企業は速やかに回復しなければいけない。できなければ厚生年金の保険料を払っていないのと同じになる。代行割れ基金と関係ないサラリーマンの保険料で埋める必要が出かねない。

しかし、それを阻む構造的な問題がある。

とくに総合型の基金は、加入企業に不足額を埋めるだけの体力のないところが多い。

しかも、複数の企業が加わっているため、無責任体制になりがちだ。保険料引き上げや年金減額など痛みを求める意思決定が難しいという事情がある。

会社OBがすでに受け取っている年金を減らすには、受給者の3分の2以上の同意が要るなど、高いハードルもある。

だが、これを放置すれば、各基金の上乗せ年金が維持される一方、厚生年金の代行部分を食いつぶすおそれもある。

こうした事態を避けるには、代行割れ基金に対し、強制的に上乗せ部分の予定利率を下げた追加の保険料を求めさせたり、上乗せ年金の支給をやめさせたりする仕組みが必要だ。

今に始まった問題ではない。所管する厚生労働省は抜本的な手を打ってこなかった。旧社会保険庁OBが基金に多数天下っていたとされる実態を含め、厳しく検証されるべきだ。

○読売新聞

企業年金消失 リスク見極める眼力も必要だ (2月29日付社説)

企業年金の資産運用を委託されていた投資顧問会社「A I J 投資顧問」(東京)が、年金資産の大半にあたる約2000億円を消失させていたことが発覚した。

A I Jは、高い運用利回りを売り物にする会社として、評判だった。大手格付け会社が顧客を対象に行ったアンケート調査で1位を獲得したこともある。

ところが実際は、顧客にも監督官庁にも虚偽の報告をして、好調な運用実績を装っていた。集めた資金を香港の金融機関に移すなどの動きもしていたという。

運用に失敗して巨額の損失を出したのか。それとも、預かった資金を流用していたのか。証券取引等監視委員会は海外当局とも連携し、運用の実態と消失に至る経緯を徹底解明してもらいたい。

問題の背景には、企業年金を取り巻く環境の悪化がある。

社員と企業が資金を出し合って運用する企業年金は、公的年金を補い、老後の生活を支えるものだ。しかし、少子高齢化で新たな加入者が増えない一方で、年金を受け取る退職者は増え続けており、どこも収支は苦しい。

リーマン・ショック後の株価低迷による運用難が収支の悪化に拍車をかけた。そんな時、A I Jは魅力的に映ったのだろう。

厚生労働省によると、A I Jに資産運用を任せていた企業年金は昨年3月末時点で84あり、大半は同じ業種の中小企業などが集まってつくる厚生年金基金だった。

厚労省は、リスク回避のため、分散投資を求める資産運用指針を設けていた。だが、資産の半分以上をA I Jに集中させていた年金基金もあった。

資産が戻らず、企業も穴埋めできなければ、年金給付額の減額を迫られることも想定される。

年金基金は一般の個人投資家とは異なり、プロの投資家として扱われている。金融行政が「事前規制型」から「事後チェック型」に変わり、自己責任が原則とされる時代である。

基金にも、リスクを見極める目を養うことが求められる。

一方、金融庁は、他の投資顧問会社約260社の一斉調査に着手する。資産の運用方法や顧客への説明内容に問題がないか、チェックを急ぐ必要がある。

投資顧問会社は年に1回、運用実績を記載した事業報告書を地方財務局に提出するが、外部監査は義務づけられていなかった。監視体制を点検し、不祥事の再発防止につなげなければならない。

(2012年2月29日00時52分 読売新聞)

○しんぶん赤旗 主張 2012年3月4日(日)

AIJ年金消失問題 投機の餌食にしたのは誰だ

年金資金約2千億円の大半を消失させたとされるA I J投資顧問の問題は、高齢期の生活設計を支える年金の巨額損失という極めて深刻な事態です。

A I Jは大きな損失を出していたにもかかわらず海外ファンドを隠れみのにして好業績を装い、莫大(ばくだい)な成功報酬を得ていました。

証券取引等監視委員会がA I Jに調査に入っており、関東財務局が業務停止命令を出しています。資金の流れを急いで押さえ、年金加入者への被害を少しでも少なくするために残った資産、隠し資産を徹底的に洗い出すべきです。

生ぬるい政府の対応

とりわけA I Jに運用委託していた84の企業年金のうち74の基金は中小企業の厚生年金基金で、その加入者数は48万人に及びます。厚労省が1日に名前を公表した36基金を見ると印刷や建設、タクシー、トラック、製造業、食品などの中小業界でつくる厚生年金基金がずらりと並んでいます。

国民年金や厚生年金などの「公的年金」に対して企業年金は「私的年金」と呼ばれます。しかし、厚生年金基金は企業年金の一つでありながら厚生年金本体の報酬比例部分の運用や給付を「代行」しています。そのため公的な性格が極めて強く、公的年金に準じる年金と位置付けられています。

厚生年金基金が支給する年金の平均月額額は約4万円、そのうち「代行部分」が3万2500円、独自の「上乗せ部分」が7500円となっています（2010年度）。8割以上が公的年金の「代行部分」です。厚労省によると資金の運用上は「代行部分」「上乗せ部分」の別なく一体運用されています。「代行部分」にも大きな被害があったと考えられます。

事態の深刻さからみると、政府の対応は生ぬるいというほかありません。

金融庁は投資顧問会社のうち、A I Jのように資金運用を任される投資一任業者263社を一斉調査するとしていますが、文書で報告を求めるにすぎません。金融庁による投資一任業者に対する2010年度の検査は、わずか15社にとどまっています。問題の発生を想定した検査体制には程遠く、監督責任を果たせていません。

小宮山洋子厚労相は厚生年金基金の資産運用に関する「ガイドライン」が不十分だとして、「夏ごろをめどに見直すかどうかの結論を出したい」とのべています。1997年に策定された「ガイドライン」は、「リスク（危険）の高い資産等であっても…運用することができる」などと投機的な運用を容認しています。直ちに抜本見直しに着手すべきです。

歴代政権の責任は重大

厚生年金基金の運用は1990年代の金融「構造改革」の中で、財界の強い要求を受けて相次いで規制緩和されてきました。投資一任業者への委託も99年には全面解禁されています。安全資産に5割以上、株式は3割以下などと定めた運用規制（5・3・3・2規制）も97年に撤廃されました。

日本共産党は当時から年金の受給権を守る万全の体制を求め、年金資金を危険にさらす規制緩和に強く反対してきました。財界言いなりに規制緩和を推進し、まともな監督・検査体制も整えず、年金を金融投機の餌食にさせてきた歴代政権の責任は重大です。

○朝日新聞2月28日

企業年金消失—監視態勢に工夫を

株価の低迷などにたたられ、どこの年金も構造的な運用難に苦しんでいる。

そんななかで、「相場に左右されない安定した利回り」とうたって、80を超す企業年金から2千億円以上をかき集めていた「A I J投資顧問」で、運用資産の大半が消えてなくなる異常事態が判明した。

金融庁と証券取引等監視委員会が真相の解明と業界の実態調査を急いでいるが、ここまでひどい会社がなぜ「野放し」のままだったのか。

投資顧問業は、規制緩和によって参入が容易な登録制となっている。年1回、運用成績の報告が義務づけられてはいるが、外部監査などのチェックは受けなくてもいい。

金融庁の検査は、要員の制約もあって年15社がせいぜいだ。全体の5%強でしかない。

金融自由化を否定すべきではないが、事後的な監視態勢を強化しなければならない。金融庁は、問題のある運用や営業行為を早期にあぶり出せるよう、情報の開示義務などに工夫を凝らす必要がある。

問題は運用を任せる側の年金基金にもある。「投資のプロ」なら、自己責任で相手を選別するのが筋だ。

しかし、専門家の助言も受けない小さな年金基金も多く、建前通りに行くとは限らない。問題のある業者が当局にすぐに通報されるようなガイドラインの整備など、「カモ」にされない支援態勢を整えるべきだ。

A I J が売り物にしたような金融派生商品による運用は、本来は資産のごく一部を充てる補完的なものだ。

ところが、被害にあった年金基金の中には、かなりの部分を任せてしまった例が見られる。

とくに、支給額をあらかじめ約束している確定給付型の年金では、随分前に決めた予定利回りが高いままのところも多い。運用が目標利回りに届かず、勢いリスクの高いハイリターン運用へ傾斜しがちだ。

それが、悪質な業者の横行を許す温床となる。年金基金の財務は厚生労働省が監督しているが、このような問題にメスを入れてきたとはいいがたい。

年金に開いた穴は、母体企業が負担するか、年金の給付額を減らすかして埋め合わせることになりそうだ。場合によっては、基金が解散に追い込まれることもありうる。当事者は厳しい対応を迫られる。

他の多くの年金にとっても、今回の事件は資産をどう持続させるか、真剣に考えるための警告となったのは間違いない。

○毎日新聞

社説：企業年金消失 運用チェックを厳しく

巨額の企業年金の運用を任されていた投資顧問会社が、資金の大半を消失させていた。預けた企業がその穴を埋められなければ、退職者の年金が減らされるおそれがある。

長引く低金利で、企業年金は苦しい運用を余儀なくされている。年金不安に輪をかけることがあってはならない。監督当局は、ずさんな実態の全容解明を急ぐとともに、再発防止への手立てを講じるべきだ。

問題の投資顧問会社は、「A I J 投資顧問」（東京都中央区）で、金融庁は1カ月の業務停止命令と業務改善命令を出した。

同社は100社以上から預かった約2000億円を運用していた。そのほとんどが企業年金で、顧客の大半は建設業、電気工事業などの業種ごとに中小企業が集まってつくる厚生年金基金だ。

証券取引等監視委員会の検査では、残高は約200億円しかなかった。刑事責任の追及も視野に入れ、厳しい調査を求めたい。

自社の年金は大丈夫かと、不安に駆られる企業も多いだろう。金融庁は、他の投資顧問会社への調査も徹底してほしい。

企業年金は、企業が一括して運用し、退職者に給付額を約束している「確定給付型」が一般的だ。予定の運用益を上げられずに資金が不足した場合、企業がその穴を埋める義務を負う。企業としては、より高い運用益をうたう委託先を求める誘惑にかられやすい。

A I Jは、金融派生商品の運用により「市場の変動に左右されずに安定収益を上げる」とPRし、受託資産を急速に増やしていた。企業側の弱みに付け込んだ格好だが、委託した側の問題点も浮き上がった。

企業は、運用会社から定期的に運用実績の報告を受ける。A I Jは、リーマン・ショックがあった08年でも7～8%、東日本大震災で株価が低迷した昨年も5%程度の利回りを確保したことになっていたという。

企業側が、不自然な成績に疑問を持ち、被害拡大を防げなかったことは残念だ。委託者が単独企業ではなく、中小企業が集まってつくる厚生年金基金だったことが、検証を難しくしていたとすれば、検証体制を見直す必要があるだろう。

顧客から運用を一任される投資顧問業は、「金融ビッグバン」に始まる規制緩和の中で07年に、認可制から登録制になり、参入しやすくなった。政府の役割は「事前規制から事後チェック」に変わったはずだが、定期的な検査もなく、事後チェックは機能していなかった。

老後の大切な資金が損なわれることのないよう、「事後チェック」機能の立て直しも求められる。

毎日新聞 2012年2月25日 東京朝刊